

本件旧監査役の責任に関する調査の概要

1. 調査委嘱事項

本件旧監査役が本件問題を取締役会に報告しなかったことに関し、当社に対し、委任契約に基づく損害賠償責任を負うか。

2. 調査委嘱先

弁護士法人北浜法律事務所 渡辺 徹（わたなべ とおる） 弁護士

3. 調査対象者

旧社外監査役 佐々木茂夫氏

4. 調査期間

2020年8月3日～2020年8月21日

5. 調査結果の概要

調査委嘱先は、関係資料を調査するとともに、本件旧監査役に直接ヒアリングを実施する等の調査を実施した結果、以下のとおり認定した。

（1）事実の経緯

- ・2018年2月、国税調査の一環として本件問題に関し当社取締役等に対する事情聴取が開始され、本件旧監査役は弁護士として、同年3月から5月に本件問題について相談を受け、7月に対応に関する報告を受けた。
- ・それ以降、本件旧監査役が2019年6月に監査役に就任するまでの間、本件旧監査役と当社との間では、本件問題についてのやり取りはなかった。
- ・本件旧監査役が監査役に就任後、2019年9月に本件問題が報道されるまで、取締役会および監査役会にて本件問題が報告・審議されたことはなかった。また、本件旧監査役は、公式・非公式を問わず本件問題の情報に接したことはなく、本件問題の関係者が取締役等に広く及んでいたこともあり、既に取締役会において上程・審議されたであろうと理解していた。

(2) 本件旧監査役の責任の有無について

取締役会への報告義務の対象となるのは、原則として、監査役の業務監査の職務遂行中に発見した事実であり、本件旧監査役が監査役就任以前に認識した事実にかかる報告義務の存否については、本件旧監査役は監査役就任以前に本件問題を認識したものの、監査役就任時点においては本件問題が取締役会に報告されていない状態が継続していることを認識しておらず、かつ、取締役会に報告されたであろうと信頼するにつき疑念を差し挟むべき特段の事情はなかったことから、本件旧監査役には、監査役就任により本件問題を取締役会に報告する義務は発生していなかった。

また、監査役就任以前に本件問題について弁護士として相談を受けていた過程において得た情報に関し、弁護士としての秘密保持義務を負っていたことから、同秘密保持義務に違反することとなる、本件問題に関する取締役会への報告義務は負っていなかった。

以上より、本件旧監査役は、本件問題を取締役会に報告する法的義務を負っておらず、当社に対し委任契約に基づく損害賠償責任を負わない。

以 上